

# 建設業法に基づく適正な施工体制について

## Q&A



国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

## topics

新築住宅の引き渡しに資力確保措置(保険への加入又は保証金の供託)が義務付けられました！  
住宅瑕疵担保履行法 基準日における届出手続きについて

問 1	建設業法の目的とは	1
問 2	一般建設業と特定建設業の違いは	2
問 3	工事現場に配置する技術者とは	3
問 4	専任の監理・主任技術者が必要な工事とは	6
問 5	JV(建設工事共同企業体)工事における技術者の配置	9
問 6	監理技術者資格者証とは	11
問 7	元請:特定建設業者の責務とは	12
問 8	工事の丸投げ(一括下請負)とは	13
問 9	施工体制台帳とは	15
問 10	施工体系図とは	17
問 11	再下請負通知書とは	18
問 12	施工体制台帳の作成手順は	19
問 13	施工体制台帳の記載内容と添付書類は	21
問 14	施工体制台帳記載の下請負人の範囲は	22
記載要領	施工体制台帳	23
	再下請負通知書	25
	施工体系図	27
問 15	適正な見積依頼とは	29
問 16	請負契約書はなぜ必要か	32
問 17	帳簿の記載事項と添付書類とは	33
問 18	下請代金の適正な支払いとは	35
問 19	建設業法で定める標識の掲示とは	39
問 20	建設業法に違反すると	40
問 21	建設工事紛争審査会とは	41
	建設業法上の用語のポイント	42

## 基準日における届出手続きについて

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、**毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに届出手続きを行うことが必要です。**

Q 届出手続きとはどのような手続きですか

A 保険への加入や保証金の供託だけでは終わりません。

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者または宅地建物取引業者は、資力確保措置(保険への加入または保証金の供託)の状況について、行政庁に報告することが義務づけられています。なお、1つの会社で建設業許可と宅地建物取引業免許を有している場合は、建設業・宅地建物取引業それぞれについて届出手続きが必要となります。

Q 届出手続きにはどのような準備が必要なのですか？

A 基準日後に保険法人から送られてくる保険契約締結証明書等の準備が必要です。

届出手続きには「届出書」と「引渡物件の一覧表」に加え、保険の場合は保険法人の発行する「保険契約締結証明書」、供託の場合は「供託書の写し」が必要です。届出書や引渡物件の一覧表の書式は、国土交通省HPからダウンロードできます。(記載方法は裏面をご覧ください)

Q 届出手続きはいつすればいいのですか？

A 基準日から3週間以内に届け出る必要があります。

届出手続きは毎年「4月1日から21日<sup>※</sup>」および「10月1日から21日<sup>※</sup>」に行うことが必要です。期間内に**届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることがあります。**

※休日の場合は翌営業日

Q 届出手続きはどこにすればいいのですか？

A 許可・免許を受けた行政庁への届出が必要となります。

国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、許可を受けた地方整備局に届出手続きをしてください。

業者種別	届出先	対象	届出方法	「問い合わせ先」及び「送付先」
建設業者 (大臣許可業者)	国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県に本店を置く 「建設業者(大臣許可業者)」及び「宅地建物取引業者(大臣免許業者)」	※ 郵送  又は	関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 資力確保指導係 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 電話048-601-3151(内線6667)
宅地建物 取引業者 (大臣免許業者)	国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課		窓口 提出	関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 資力確保指導係 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 電話048-601-3151(内線6670)

- ※ ① 窓口において審査は行いません。  
② 届出期間中、窓口が混雑するおそれがあるため、郵送での提出をお勧めします。  
③ この届出は、「建設業許可申請」及び「宅地建物取引業免許申請」のように本店所在地を管轄する都県経由ではなく、直接、関東地方整備局に提出することが必要です。

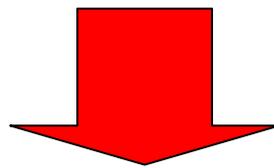


問 1

# 建設業法の目的とは

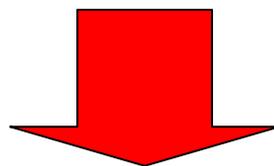
建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。（建設業法第1条）

1. 建設業を営む者の資質の向上
2. 建設工事の請負契約の適正化



建設業法の目的

1. 建設工事の適正な施工を確保
2. 発注者の保護
3. 建設業の健全な発達を促進

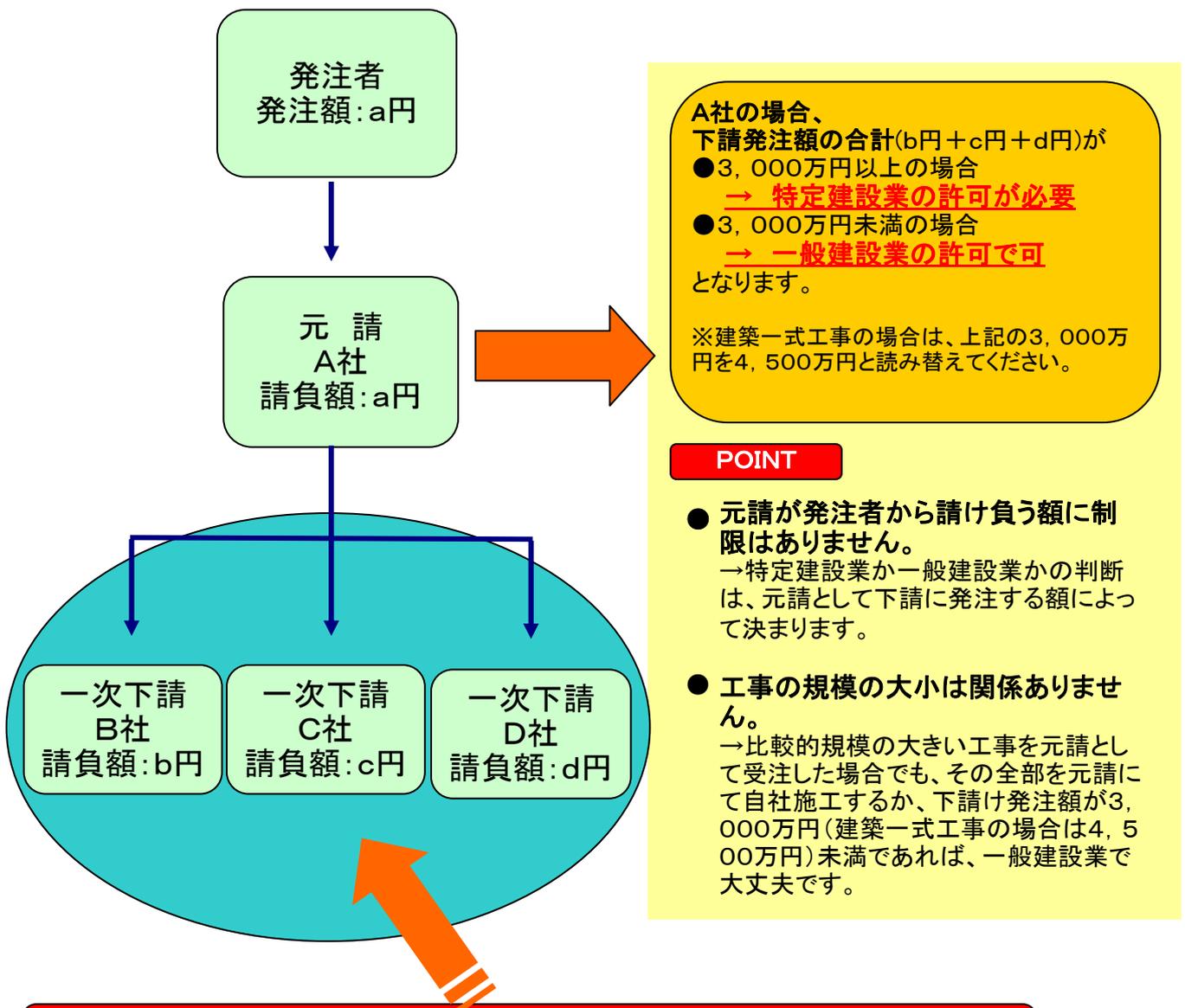


公共の福祉の増進

## 問 2

# 一般建設業と特定建設業の違いは

軽微な建設工事\*のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず**一般建設業**の許可を受けなければなりません。ただし、**発注者から直接工事を請け負い、かつ3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上**を下請契約して工事を施工する者は、**特定建設業**の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条(施行令第2条)) \*P42参照



**特定建設業の許可は必要ありません。**

### POINT

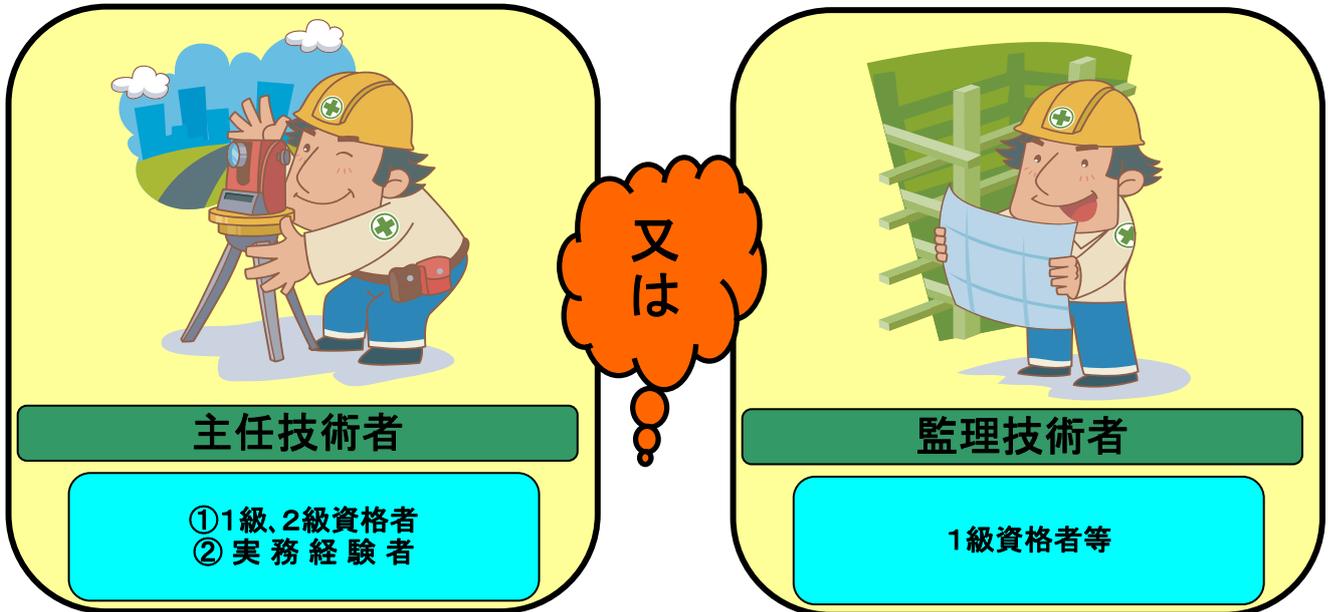
#### ●発注者とは…

建設工事の注文者で、他の者から請け負っていない者のことです。

建設業法第2条5項…この法律において「発注者」とは、建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいい、…(以下省略)

# 問 3 工事現場に配置する技術者とは

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。



## 主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる**主任技術者**を置かなければなりません。(建設業法第26条第1項)

※500万円未満であっても、施工する建設工事の許可業者であれば主任技術者の配置が必要です。

## 監理技術者

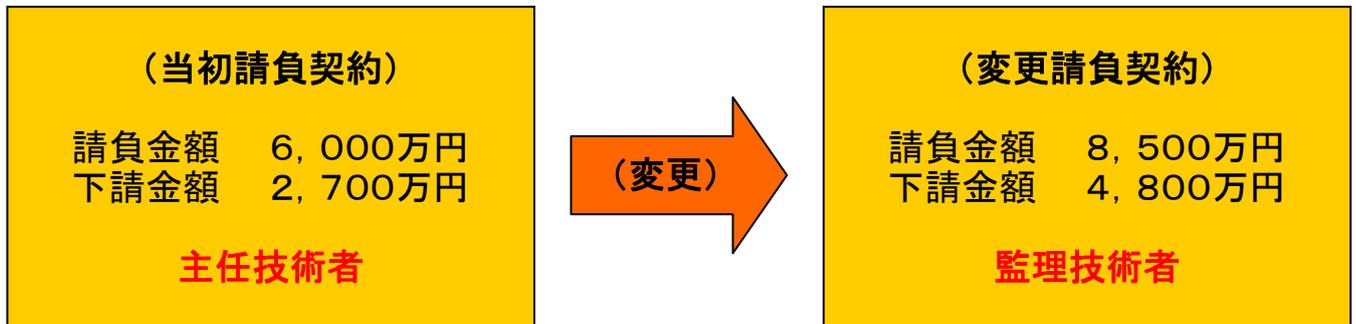
発注者から直接工事を請け負い(元請)、そのうち**3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上**を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて**監理技術者**を置かなければなりません。(建設業法第26条第2項)



## 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

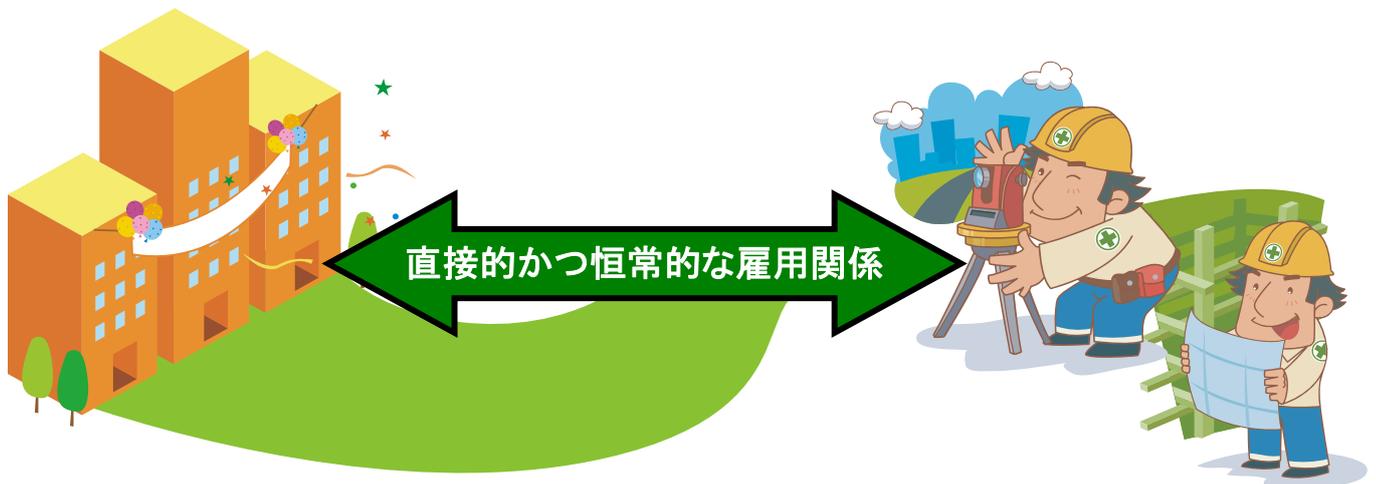
ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。(監理技術者制度運用マニュアル ニー二(3))



## 雇用関係は

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。したがって以下のような技術者の配置は認められないことになっています。(監理技術者制度運用マニュアル ニー四(1)、(2)、(3))

- ①直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣社員など)
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合(一つの工事の期間のみの短期雇用)



特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、**発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等**については、所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日)以前に**3ヵ月以上の雇用関係**にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。(監理技術者制度運用マニュアル ニー四(3))

## 技術者の資格一覧表

許可を受けている業種		指定建設業(7業種)			その他(左以外の21業種)		
		土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園			大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計		3,000万円*1以上	3,000万円*1未満	3,000万円*1以上は契約できない	3,000万円*1以上	3,000万円*1未満	3,000万円*1以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者		主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が2,500万円*3以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要なし		必要	必要なし	

\*1: 建築一式工事の場合4,500万円

\*2: ①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事、②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事、③石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔のいずれかに該当する建設工事（建設業法施行令第27条）

\*3: 建築一式工事の場合5,000万円

### 専門技術者の配置とは

土木工事業や建築工事業の業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合(元請業者)これらの一式工事の中に他の専門工事も含まれている場合には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者(専門技術者)を工事現場に置かなければなりません。(建設業法第26条の2 第1項)

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、

- ① 一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事について、主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる
- ② 一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する
- ③ その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けする

のいずれかを選ばなければなりません。

また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事(いわゆる附帯工事)をすることができず、その場合も、当該附帯工事に関する専門技術者を置かなければなりません。自ら施工しない場合には、当該附帯工事(軽微な工事は除く)に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。(建設業法第26条の2 第2項)

## 問 4

# 専任の監理・主任技術者が必要な工事とは

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が**2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)**以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。(建設業法第26条第3項)

なお、工事現場ごとに置く専任の技術者(主任技術者又は監理技術者)の配置は下請工事であっても必要です。

## ◆公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事◆

請負金額**2,500万円(建築一式工事は5,000万円)**以上の  
個人住宅を除くほとんどの工事 ※いわゆる民間工事も含まれます。

## 「工事現場ごとに専任」とは

**専任**とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。(監理技術者制度運用マニュアル 三)  
また、「営業所の専任技術者」との兼任もできません。

- ◆営業所の専任技術者との兼任不可
- ◆他の工事現場との兼任不可



工事現場における専任技術者

### (注意)

**「営業所の専任技術者」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができないことに注意しよう！！**

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことが職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、技術者の専任性が求められない工事であって、①当該営業所で契約締結した建設工事で、②当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合には、兼務することができます。

(全ての要件を満たす必要があります。)

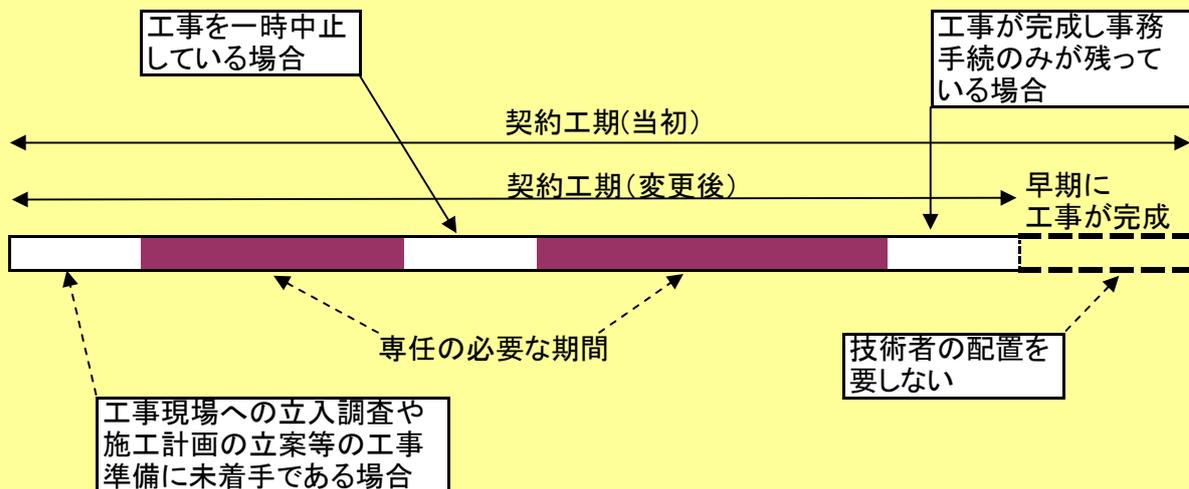
(監理技術者制度運用マニュアル ニーニ(5))

## 専任で設置すべき期間とは

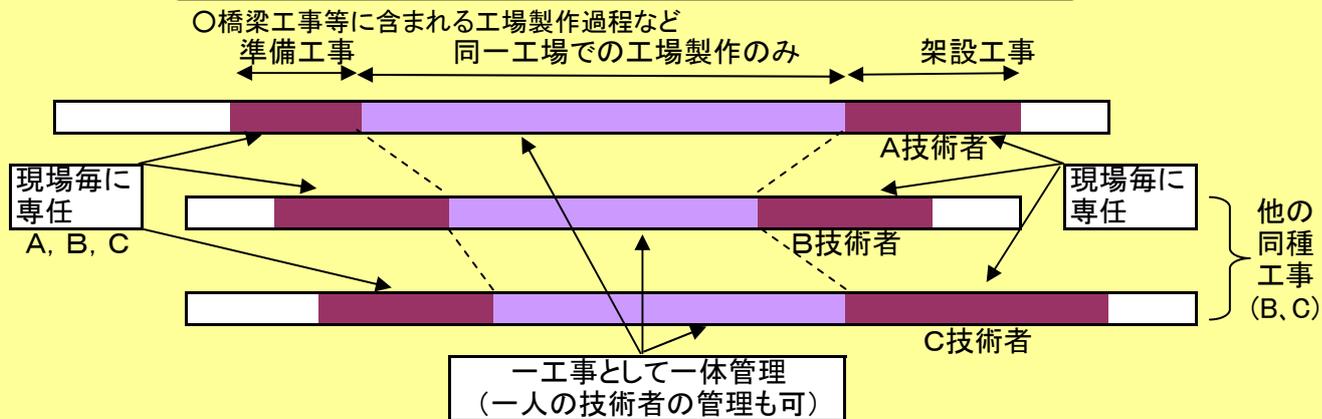
元請工事については、基本的には契約工期が専任で設置すべき期間とされていますが、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により、専任を要さない期間が明確となっていることが必要です。

下請工事については、当該下請工事(再下請した工事があるときは、当該工事を含む。)の施工期間に技術者を専任で配置しなければなりません。(監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

### 「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任期



### 「工場製作のみが稼働している期間」に係わる専任期



### 下請工事であっても主任技術者の専任が必



#### (注意)

工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている場合は、1次、2次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任していなければならない!

## 二以上の工事を同一の(主任・監理)技術者が兼任できる場合 (建設業法施行令第27条第2項・監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

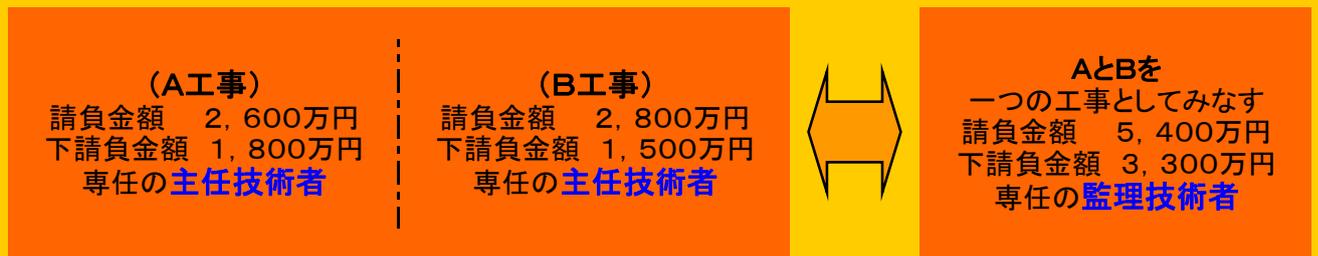
**※ この規定は専任の監理技術者には適用されません。**

専任の監理技術者については統合的な管理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。ただし、下記の要件を満たせば全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。(発注者は同一又は別々のいずれでも可)

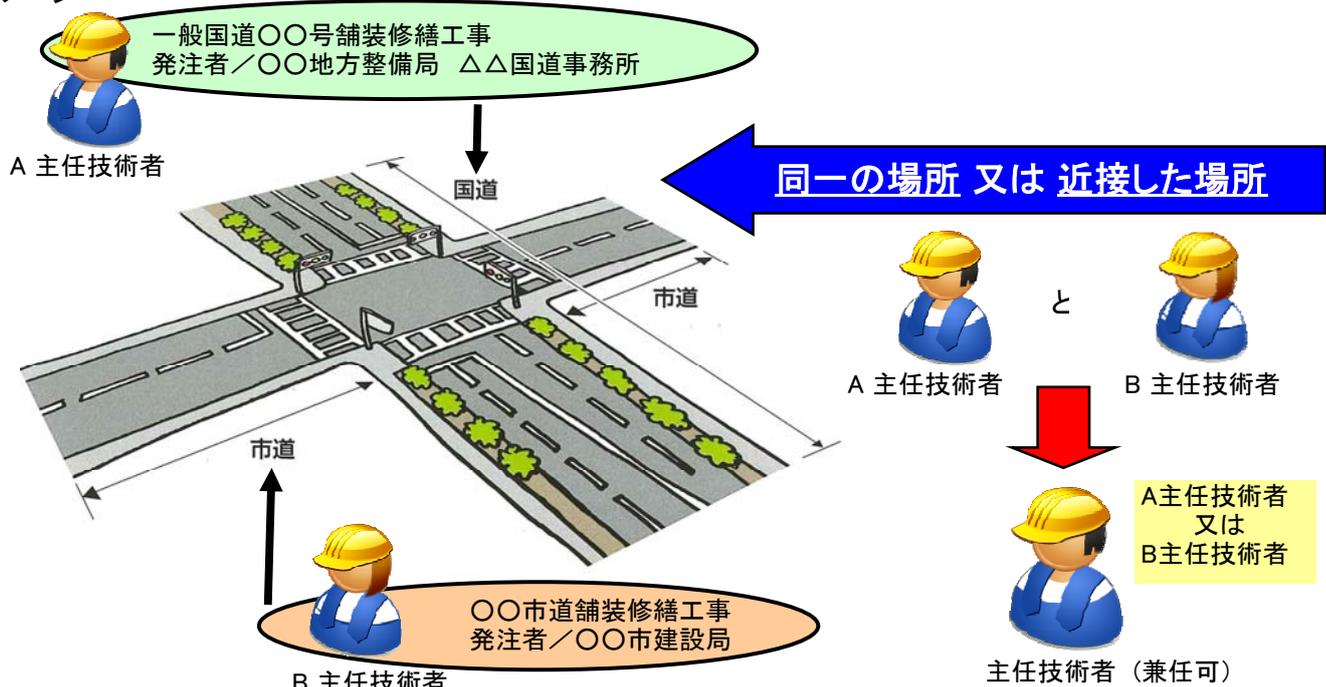
- ① 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ② それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの  
(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限ります。)

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これら複数工事に係る下請金額の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合は、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければなりません。

また、これら複数工事に係る請負代金の合計が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。



イメージ



# 問 5 JV(建設工事共同企業体)工事における技術者の配置

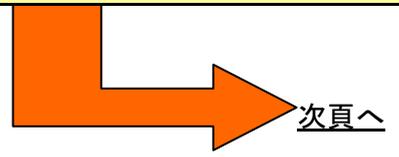
## 共同企業体の形態

特定共同企業体	経営共同企業体
特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協議関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。
特定JVの対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。	発注機関の入札参加資格申請時に経営JVとして結成し、単体企業と同時に一定期間、有資格業者として登録される。

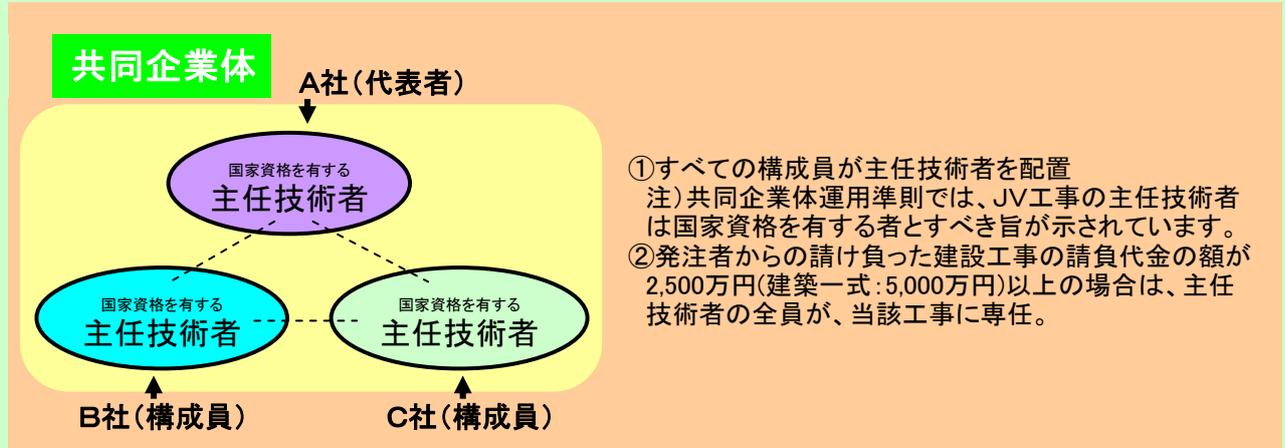
## 共同企業体の施工方法

甲型共同企業体(共同施工方式)	乙型共同企業体(分担施工方式)
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。

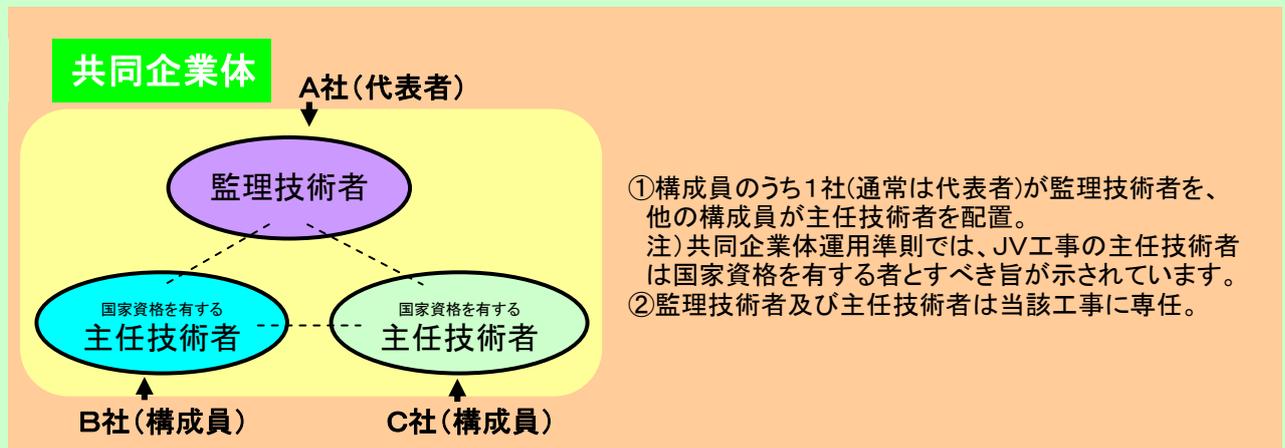
## 共同企業体の施工方法



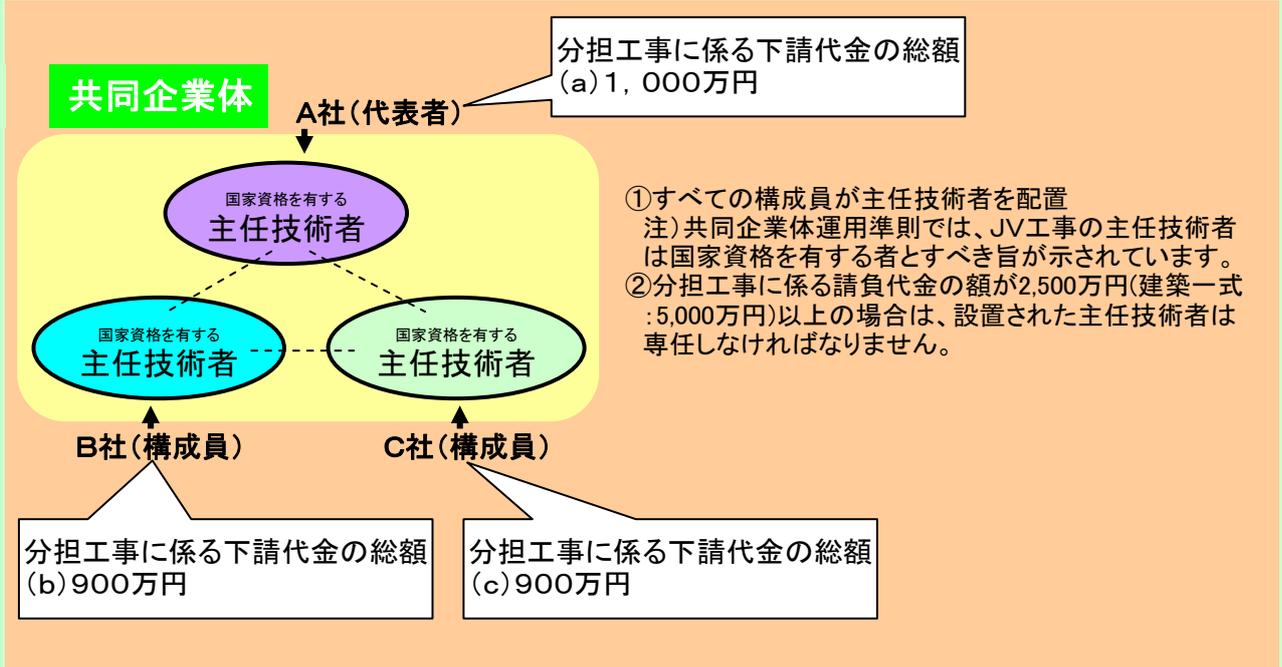
### [甲型JVで下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)未満の場合]



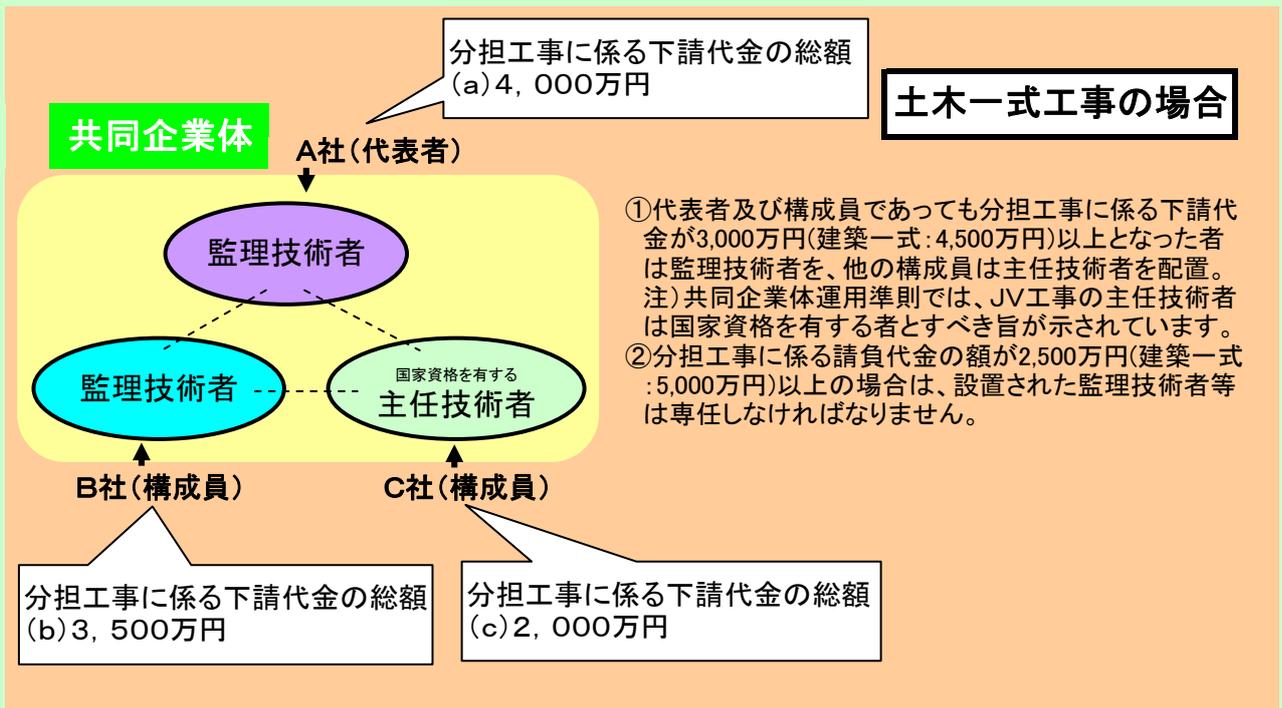
### [甲型JVで下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)以上の場合]



**[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)未満の場合]**



**[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)以上の場合]**



**共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率**

特定共同企業体	経営共同企業体
共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされています。	共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することになっています。

問 6

# 監理技術者資格者証とは

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。(建設業法第26条第4項)

資格者証が必要となる工事(下表)

建設業の許可区分	技術者の専任制	下請契約金額の総額	技術者の配置	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事 2,500万円以上 (建築一式工事の場合は5,000万円以上)	3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)	監理技術者	必要
		3,000万円未満(建築一式工事の場合は4,500万円未満)	主任技術者	不要

選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(建設業法第26条第5項)

(表面)

氏名	年 月 日 生	本籍
住所	初回交付 年 月 日 交付	年 月 日
写 真	交付番号	第 号
	監理技術者資格者証	
	年 月 日 まで有効	
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		印
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕顔防錆しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清	
有・無		

(表面)

監 理 技 術 者 講 習 修 了 証	
修了証番号 第 号	
写 真	本籍 氏名
	(生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者 印	
(登録番号 第 号)	

(裏面)

備考

(裏面)

注意事項

- 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

## 問 7 元請：特定建設業者の責務とは

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。(建設業法第24条の6)

なお、下請業者とは、一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象になります。

### 元請：特定建設業者の責務とは



#### ① 現場での法令遵守指導の実施



#### ② 下請業者の法令違反については是正指導



#### ③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通知

### 【指導すべき法令の規定】

法律名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1)建設業の許可(3条) (2)一括下請負の禁止(22条) (3)下請代金の支払(24条の3・5) (4)検査及び確認(24条の4) (5)主任技術者及び監理技術者の配置等(26条、26条の2)
建築基準法	(1)違反建築の施工停止命令等(9条1項・10項) (2)危害防止の技術基準等(90条)
宅地造成等規制法	(1)設計者の資格等(9条) (2)宅地造成工事の防災措置等(14条2項・3項・4項)
労働基準法	(1)強制労働等の禁止(5条) (2)中間搾取の排除(6条) (3)賃金の支払方法(24条) (4)労働者の最低年齢(56条) (5)年少者、女性の坑内労働の禁止(63条、64条の2) (6)安全衛生措置命令(96条の2第2項、96条の3第1項)
職業安定法	(1)労働者供給事業の禁止(44条) (2)暴行等による職業紹介の禁止(63条1号、65条8号)
労働安全衛生法	(1)危険・健康障害の防止(98条1項)
労働者派遣法	(1)建設労働者の派遣の禁止(4条1項)

## 問 8

# 工事の丸投げ(一括下請負)とは

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。(建設業法第22条)

### ◆一括下請負とは◆

●請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

●請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められないものが該当します。

発注者

元請負人

下請契約

一次下請負人

下請契約

二次下請負人

一括して人に請け負わせてはいけません。  
(建設業法第22条第1項)

一括して人から請け負ってはいけません。  
(建設業法第22条第2項)

下請負間でも一括下請負は禁止!

**一括下請は、公共工事については全面禁止！  
民間工事についても原則禁止！**

●一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。  
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条)

●民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。(建設業法第22条第3項)  
なお、平成18年の法改正により、一定の民間工事(多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事)についても一括下請が全面禁止されることとなりました。

下請としてきちんと仕事をしていても処分されるの？

一括下請負は、下請工事の注文者(元請負人)だけでなく  
**下請負人も監督処分の対象**になります。

### 建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
- ◆ 中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

「**実質的に関与**」とは、元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいいます。

また、下請負人が再下請負する場合についても、下請負人自らが再下請負した専門工種部分に関し、総合的に企画、調整、指導を行うことをいいます。

（「一括下請負の禁止について」平成4年12月17日 建設省通知）

## 【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

### ● 自社の技術者が下請工事の

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 施工計画の作成  | ② 工程管理       |
| ③ 出来形・品質管理 | ④ 完成検査       |
| ⑤ 安全管理     | ⑥ 下請業者への指導監督 |

等について、**主体的な役割**を現場で果たしていることが必要

### ● 発注者から工事を直接請け負った者については、加えて

- |             |            |
|-------------|------------|
| ⑦ 発注者との協議   | ⑧ 住民への説明   |
| ⑨ 官公庁等への届出等 | ⑩ 近隣工事との調整 |

等について、**主体的な役割**を果たすことが必要

## 「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

## 「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、国土交通省としては、**原則として営業停止処分により厳正に対処**するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における**完成工事高から当該工事に係る金額を除外**することとしています。

問 9

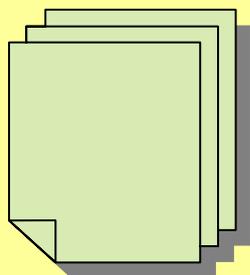
# 施工体制台帳とは

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円(建築一式工事:4,500万円)以上になる場合は、施工体制台帳を作成することが義務づけられています。(建設業法第24条の7)

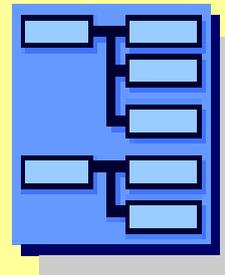
施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳を言います。

施工体制台帳等を作成しなければならない工事

元請:特定建設業者が、  
**3,000万円(建築一式 4,500万円)**  
以上を下請に出すときに作成



施工体制台帳



施工体系図

下請契約は「建設工事の請負契約」です。  
(建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。)

元請業者

〈 必要 〉

一次下請 (建設工事の請負金額) 2000万円

一次下請 (建設工事の請負金額) 1500万円

測量業者 (測量の委託契約) 50万円

資材業者 (資材の売買契約) 500万円

警備業者 (警備の請負金額) 100万円

運搬業者 (運搬の請負金額) 100万円

3500万円 ≥ 3000万円

元請業者

〈 不要 〉

一次下請 (建設工事の請負金額) 1000万円

一次下請 (建設工事の請負金額) 300万円

一次下請 (建設工事の請負金額) 1500万円

測量業者 (測量の委託契約) 500万円

資材業者 (資材の売買契約) 100万円

警備業者 (警備の請負金額) 100万円

2800万円 < 3000万円

## 何のために施工体制台帳はつくられる？

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、

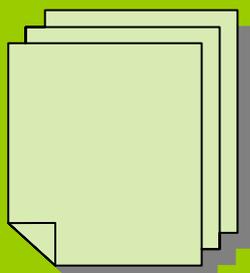
- ①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ②不良不適格業者の参入、建設業法違反(一括下請負等)
- ③安易な重層下請 → 生産効率低下

を防止しようというものです

施工体制台帳は、**公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません**。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。(建設業法施行規則第14条の7)

さらに、入札契約適正化法の規定により、公共工事においては施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。

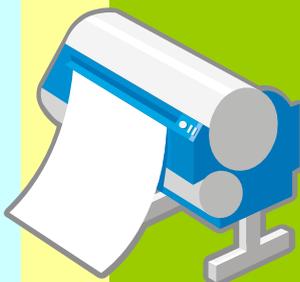
## [工事施工体制台帳]の提出・閲覧・保存



施工体制台帳

現場に据え置く(工事中)

5年間保存(工事完了後)



公共工事

写しの提出

民間工事

発注者の閲覧

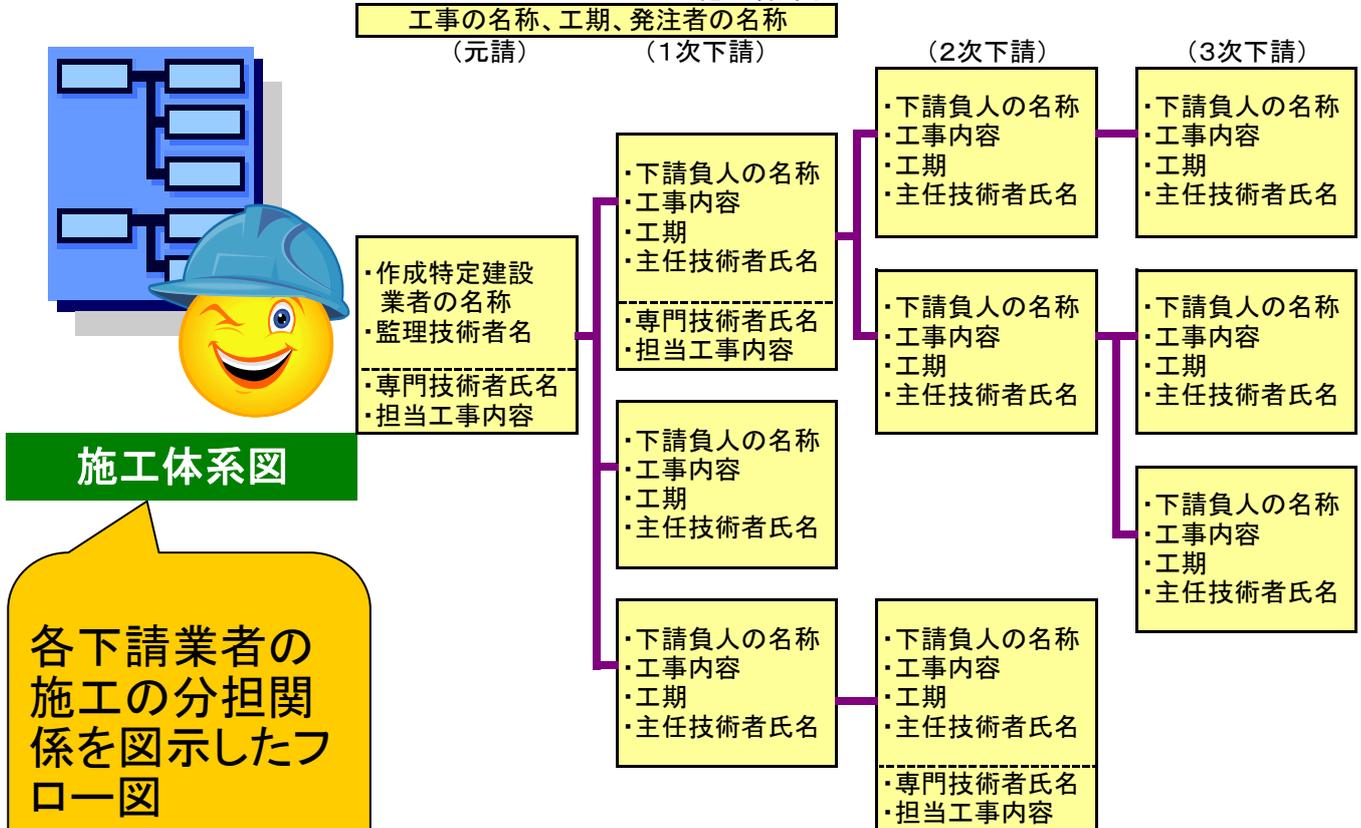


問 10

# 施工体系図とは

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

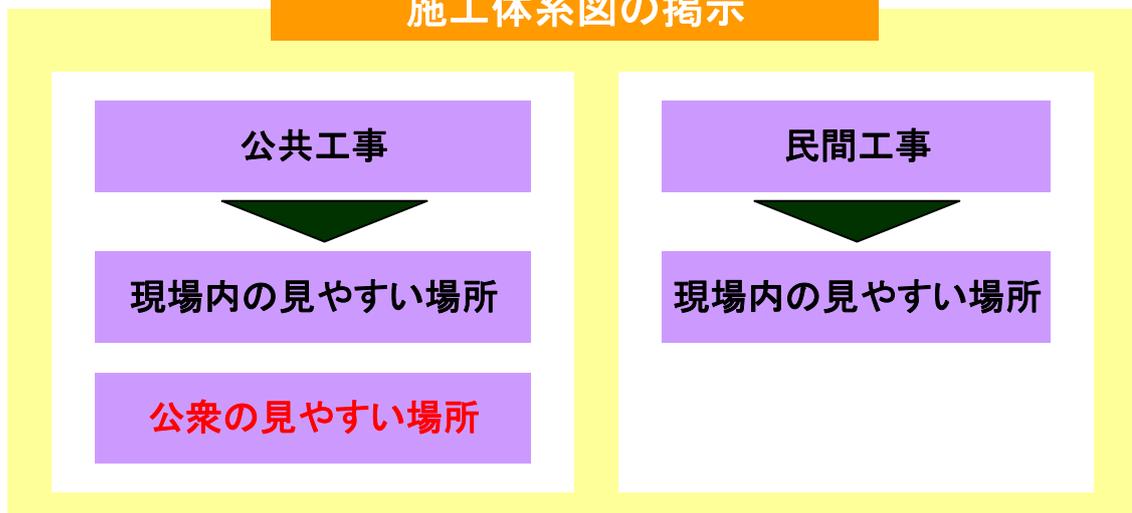
●施工体系図のイメージ



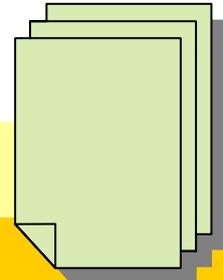
- 注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中(契約書上の工期中)の者に限り行えば足りる。(建設業法施行規則第14条の6第2号)
- 注2) 主任技術者の氏名は、当該下請負人が建設業者であるときに限り行う。
- 注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く第26条の2の規定による技術者をいう。

施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません(建設業法第24条の7第4項、建設業法施行規則第14条の7)。したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。

## 施工体系図の掲示



施工体制台帳の作成が義務づけられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。(建設業法第24条の7第2項)



## 再下請負通知書の内容(建設業法施行規則第14条の4)

① 自社に関する事項

② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項

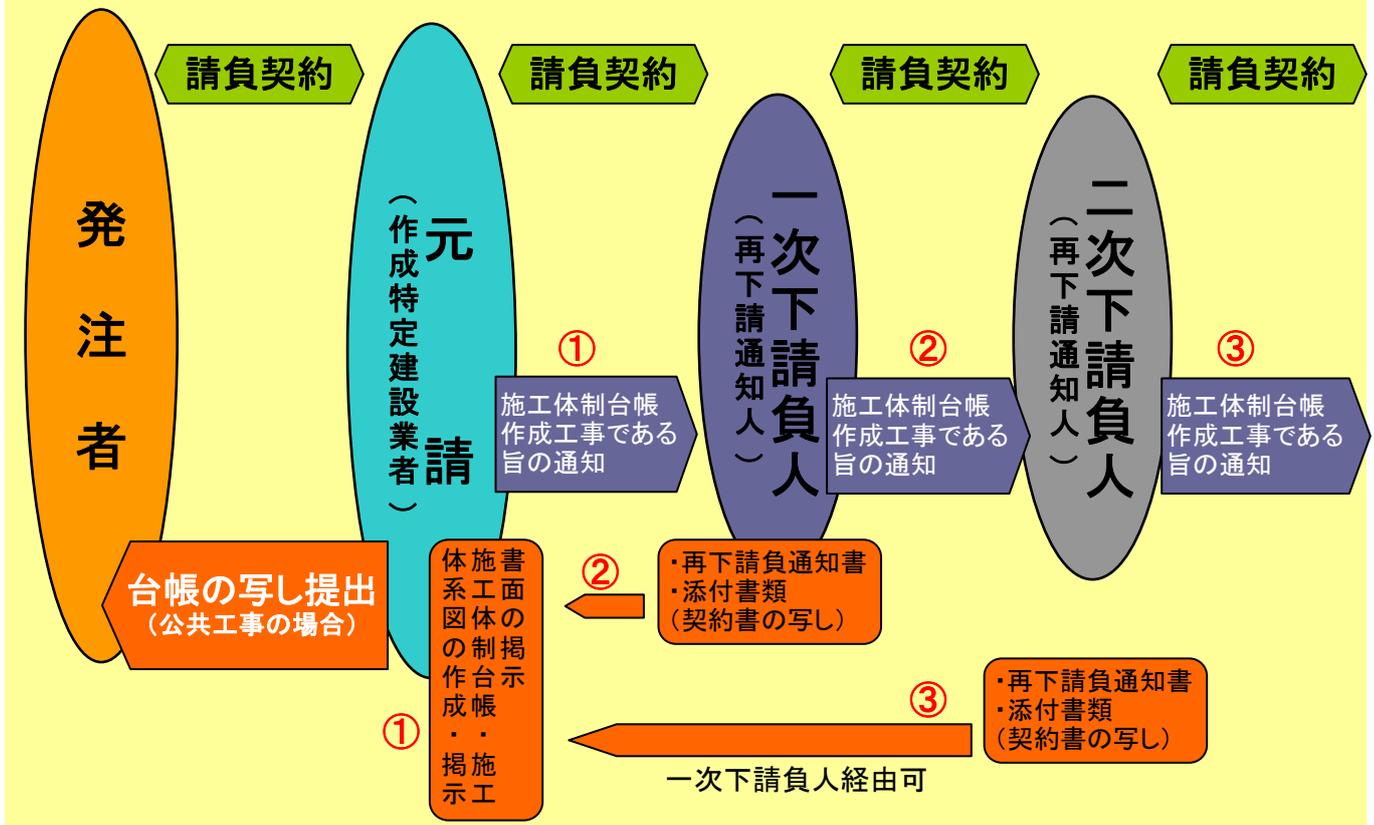
③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項(注)

④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(注)

(注) 添付書類(請負契約書の写し)に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。(建設業法施行規則第14条の5)



施工体制台帳・作成のフロー図



①一次下請締結後

元請業者である特定建設業者が、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、一次下請人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

②二次下請締結後

一次下請人は、作成特定建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む)を提出するとともに、二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。  
作成特定建設業者は一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づき施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

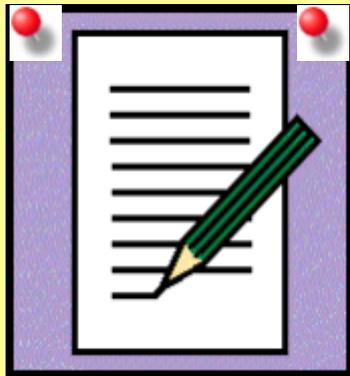
③三次下請締結後

二次下請人は、作成特定建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む)を提出する(一次下請負人を經由して提出することもできる)とともに、三次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。  
作成特定建設業者は二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかにより施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

# 「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務

まずは、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知しよう！！

(「施工体制台帳の作成等について」(H7. 6. 20 建設省通知))



掲 示

行う者:元請業者

- 現場内の見やすい場所に再下請通知書の提出案内を掲示



書面通知

行う者:すべての業者

- 下請に工事を下ろす際以下を書面で通知
- 元請業者の名称 ●再下請負通知が必要な旨

## 現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設(株)

## 下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

①この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所



## 問 13 施工体制台帳の記載内容と添付書類は

施工体制台帳には、作成特定建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項などを記載しなければなりません。(建設業法施行規則第14条の2)

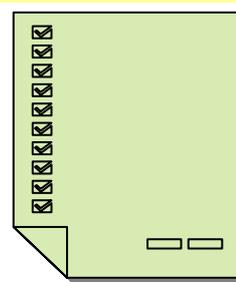
### 施工体制台帳の記載内容と添付書類



工事内容と建設業許可



配置技術者の  
氏名と資格



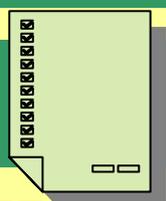
請負契約関係

### 添 付 書 類



発注者との契約書の写し

下請契約書の写し



元請監理技術者関係

◎監理技術者資格者証の写し

◎監理技術者の健康保険証等の写し

### 施工体制台帳の添付書類

#### ①発注者との請負契約書

作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

#### ②下請契約書

1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

#### ③元請監理技術者(専門技術者)関係

◎監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面(監理技術者資格者証写)

◎監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等の写し)

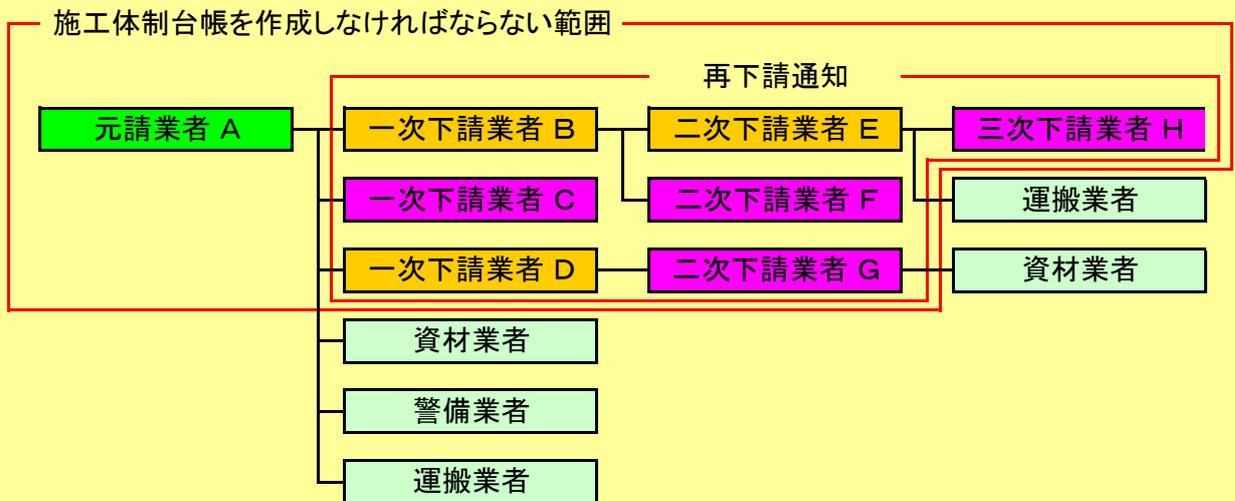
◎専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面

# 問 14 施工体制台帳記載の下請負人の範囲は

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人(無許可業者を含む。)を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

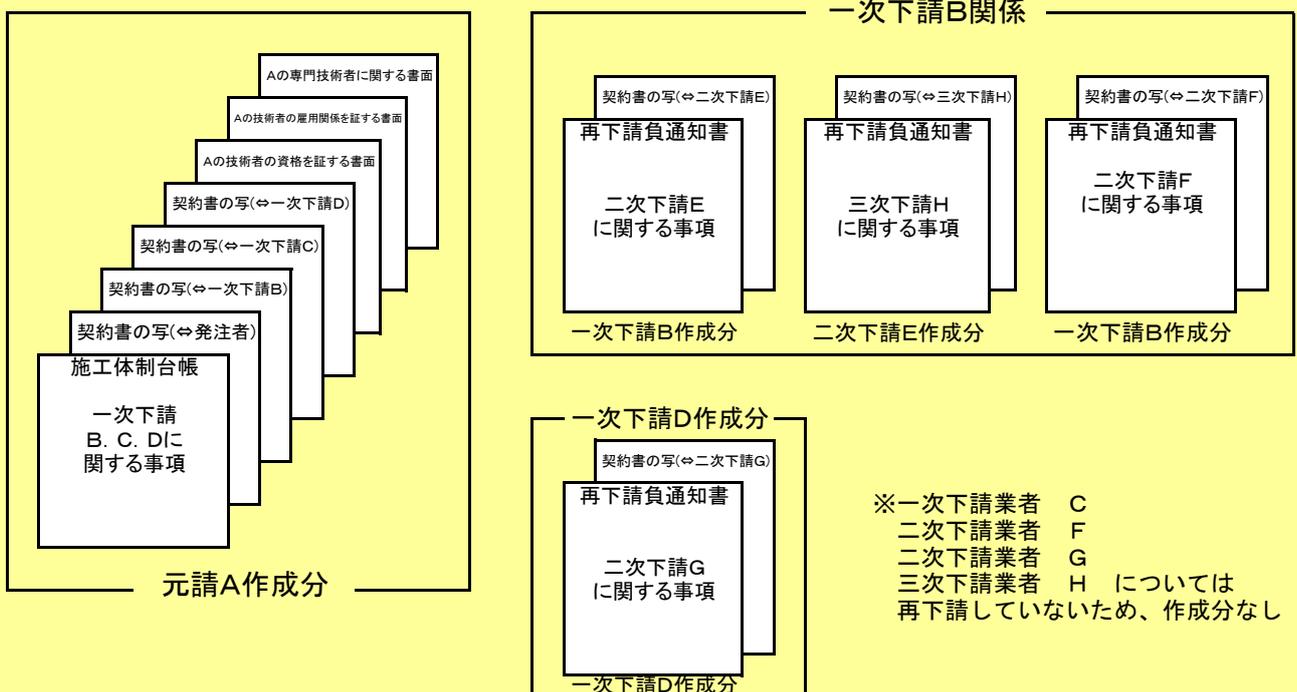
建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もあります。(例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。)

## 1 施工体制台帳の作成範囲



## 2 施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類
- ◆①と②を併せた全体で施工体制台帳となる



# 施工体制台帳記載例

施工体制台帳を作成  
又は変更した日付

平成 20年 7月 15日

作成特定建設業者の  
商号名称とこの  
工事を担当する事  
業所名

## 施工体制台帳

国交建設株式会社

[会社名]

〇〇ビル作業所

[事業所名]

作成特定建設業者が  
受けている許可  
をすべて記入(業  
種は略称でも可)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	土、建、電、管、 網、舗、し 工事業	大臣(特定)知事(一般) 第99999号	平成 20年 1月 10日
	電気通信 工事業	大臣(特定)知事(一般) 第99999号	平成 20年 1月 10日

作成特定建設業者が  
発注者と締結した  
契約書に記載され  
た工事名称とその  
工事の具体的内容

工事名称及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階 延床面積 9,600㎡)
----------------	--

作成特定建設業者が  
発注者と締結した  
契約書に記載され  
た工期

発注者名及び 住所	△△商事株式会社 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号		
工期	自平成 20年 7月 3日 至平成 21年 3月 8日	契約日	平成 20年 7月 2日

発注者と契約を締  
結した作成特定建  
設業者の営業所

区分	名称	住所
契約営業所	元請契約 本社	××県××市××町123-4
	下請契約 ☆☆支店	〇〇県☆☆市☆☆111

一次下請と契約を  
締結した作成特定  
建設業者の営業所

発注者の監督員名	注文 一郎	権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
----------	-------	----------------	-----------

一次下請を監督す  
るために作成特定  
建設業者が監督員  
を置いた場合その  
氏名(\*)

監督員名	谷田 三郎	権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
------	-------	----------------	-----------

作成特定建設業者が  
現場代理人を置いた  
場合その氏名(\*)

現場代理人名	宮崎 太郎	権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
--------	-------	----------------	-----------

作成特定建設業者が  
置いた監理技術者  
について専任か  
非専任の該当する  
方に〇印

監理技術者名	専任(〇) 非専任( ) 宮崎 太郎	資格内容	一級建築施工管理技士
--------	--------------------	------	------------

作成特定建設業者が  
置いた監理技術者  
の氏名

専門技術者名	原田 次郎	専門技術者名	
--------	-------	--------	--

作成特定建設業者が  
専門技術者を置いた  
場合その氏名(\*)

資格内容	実務経験(10年・管)	資格	監理技術者の資格を具体的に記入(例)一級土木施工管理技士、指導監督的実務経験(電気通信) 国土交通大臣特別認定(建築)
担当工事内容	冷暖房設備工事・給排水設備工事	担当工事	専門技術者の資格を具体的に記入(*) 例)第一種電気工事士、 実務経験(指定学科3年・電気通信) 実務経験(10年・機械器具設置)

- 施工体制台帳の添付書類
1. 作成特定建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
  2. 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
  3. 監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し)
  4. 監理技術者の雇用を証する書面
  5. 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面

下請負人が請負った建設工事  
の契約書に記載された工期

下請負人の商号名称

## 《下請負人に関する事項》

会社名	白鳥産業株式会社	代表者名	白鳥 真
住所	〒 000-0000 ××県××郡△△町987		
工事名称及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自平成 20年 7月 15日 至平成 20年 12月 20日	契約日	平成 20年 7月 14日

再下請負人が請負った  
建設工事の契約書に記  
載された工事名及びそ  
の工事の具体的内容

再下請負人が請負った  
建設工事の契約書に記  
載された契約日

下請負人の受けている  
許可の内、請負った建設  
工事の施工に必要な業  
種に係る許可

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	鉄筋と、大工 工事業	大臣(特定)知事(一般) 第123456号	平成 18年 2月 10日
	工事業	大臣(特定)知事(一般) 第 号	平成 年 月 日

下請負人が置いた安全  
衛生責任者名(\*)

下請負人が置いた安全  
衛生推進者名(\*)

下請負人が置いた雇用  
監理責任者名

下請負人が専門技術者  
を置いた場合その氏名  
(\*)

専門技術者が担当する  
工事の具体的内容(\*)

現場代理人名	白鳥 三郎	安全衛生責任者名	松田 四郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	松田 四郎
主任技術者	専任(〇) 非専任( ) 白鳥 五郎	雇用管理責任者名	尾島 五郎
資格要件	一級建築施工管理技士	※専門技術者名	

下請負人が置いた主任技術者の氏名  
及び専任か非専任の該当する方に〇  
印(専任が必要かどうかはP5参照)

主任技術者の資格を具体的に記入(\*)  
例)二級土木施工管理技士(土木)、  
実務経験(指定学科3年・電気通信)  
実務経験(10年・機械器具設置)

下請負人が現場代理人を  
置いた場合その氏名(\*)

専門技術者の資格を具体的に記入(\*)  
例)第一種電気工事士、  
実務経験(指定学科3年・電気通信)  
実務経験(10年・機械器具設置)

### 注意

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
2. [ ]部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後に(\*)がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
4. 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

# 再下請負通知書記載例

[ 備北鉄筋工業(有)(再下請負通知人)が江頭土木(株)(再下請負人)との下請契約の内容を報告する場合 ]

再下請負通知書を作成又は変更した日付

平成 20年 8月 10日

## 再下請負通知書

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称	直近上位注文者名	白鳥産業(株)									
再下請負通知人の商号名称	元請名称	国交建設(株)									
再下請負通知人が請負った建設工事の作成特定建設業者の商号名称	報告下請負業者	住所 〒000-0000 ××県××郡××村123									
再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容	会社名	備北鉄筋工業(有)									
再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期	代表者名	備北 太郎									
再下請負通知人が受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可	<b>《自社に関する事項》</b> 工事名称及び工事内容 ○○ビル新築工事 / 鉄筋工 工期 自平成 20年 8月 3日 至平成 20年 12月 8日 契約日 平成 20年 8月 2日 建設業の許可 <table border="1"> <tr> <th>許可業種</th> <th>許可番号</th> <th>許可(更新)年月日</th> </tr> <tr> <td>鉄筋 工事業</td> <td>大臣 特定 知事 一般 第123456号</td> <td>平成 17年 10月 1日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 知事 一般 第 号</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	鉄筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第123456号	平成 17年 10月 1日	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
許可業種	許可番号	許可(更新)年月日									
鉄筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第123456号	平成 17年 10月 1日									
工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日									
再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名(*)	監督員名	安全衛生責任者名 田辺 一郎									
再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名(*)	権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名 田辺 一郎									
再下請負通知人が置いた主任技術者について専任か非専任の該当する方に○印(専任が必要かどうかはP5参照)	現場代理人名	雇用管理責任者名 備北 四郎									
再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名	権限及び意見申出方法	※専門技術者名 鈴木 六助									
主任技術者の資格を具体的に記入記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★	主任技術者	資格要件									
	資格内容	担当工事内容									
再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名	主任技術者	再下請負通知人が置いた安全衛生責任者名(*)									
再下請負通知人が置いた安全衛生責任者名(*)	安全衛生責任者名	再下請負通知人が置いた安全衛生推進者名(*)									
再下請負通知人が置いた安全衛生推進者名(*)	安全衛生推進者名	再下請負通知人が置いた雇用管理責任者名									
再下請負通知人が置いた雇用管理責任者名	雇用管理責任者名	再下請負通知人が専門技術者を置いた場合その氏名(*)									
再下請負通知人が置いた専門技術者を置いた場合その氏名(*)	※専門技術者名	再下請負通知人が置いた主任技術者資格参照★									
専門技術者が担当する工事の具体的内容(*)	資格要件										
	担当工事内容										

**再下請負通知書の添付書類**  
再下請負人通知書と再下請負人が締結した契約書の写し

再下請負人の商号名称

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負関係について次のとおり報告いたします。

会社名	江頭土木 株式会社	代表者名	江頭 華子
住所	〒 000-0000 ××県××郡△△町800		
工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重運物揚重運搬配置工事		
工期	自平成 20年 8月 10日 至平成 20年 10月 20日	契約日	平成 20年 8月 9日

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	と 工事業	大臣 特定 知事 一般 第987654号	平成 17年 11月 11日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

現場代理人名	安全衛生責任者名	江頭 太郎
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名	江頭 太郎
主任技術者	雇用管理責任者名	江頭 華子
資格内容	※専門技術者名	
	資格要件	
	担当工事内容	

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印(専任が必要かどうかはP5参照)

再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名(\*)

専門技術者の資格を具体的に記入(\*)記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

★主任技術者の資格を具体的に記入例)第一種電気工事士、実務経験(指定学科3年・電気通信)実務経験(10年・機械器具設置)

### 注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(\*)がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

施工体系図記載例

工事業所災害防止 協議会 兼 施工体系図

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

発注者名	△△商事株式会社	工期	自 20年 7月 3日 至 21年 3月 8日
工事名称	〇〇ビル新築工事		

一次下請を監督するために作成特定建設業者が監督員を置いた場合その氏名(\*)

元請名	国交建設(株)	作成特定建設業者の商号名称
監督員名	谷田 三郎	
監理技術者名	宮崎 太郎	
専門技術者名	原田 次郎	
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事	
専門技術者名		作成特定建設業者が元方安全衛生管理者を置いた場合その氏名(*)
担当工事内容		

作成特定建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名(\*)

元方安全衛生管理者	古畑 五郎
-----------	-------

作成特定建設業者が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容(\*)

会長	統括安全衛生責任者 宮崎 太郎
副会長	永田 和男

作成特定建設業者が統括安全衛生責任者を置いた場合その氏名(\*)

下請負人が請負った建設工事の具体的内容

会社名	奥末工業(株)	工期	20年7月10日~21年2月28日
安全衛生責任者	奥末 四郎		
主任技術者	金田 次郎		
専門技術者			
担当工事内容			

照明設備

会社名	米倉電工(有)	工期	20年10月1日~21年1月31日
安全衛生責任者	米倉 太郎		
主任技術者	米倉 太郎		
専門技術者			
担当工事内容			

鉄筋工

会社名	備北鉄筋工業(有)	工期	20年8月3日~20年12月8日
安全衛生責任者	田辺 一郎		
主任技術者	田辺 一郎		
専門技術者	鈴木 六助		
担当工事内容			

鉄筋設置時の配筋物の搬

会社名	江頭土木(株)	工期	20年8月10日~20年10月20日
安全衛生責任者	江頭 太郎		
主任技術者	江頭 太郎		
専門技術者			
担当工事内容			

型枠工

会社名	荒神工務店(株)	工期	20年8月3日~20年11月30日
安全衛生責任者	荒神 次郎		
主任技術者	荒神 次郎		
専門技術者	荒神 次郎		
担当工事内容			

下請負人の商号名称

会社名		工期	年 月 日~ 年 月 日
安全衛生責任者			
主任技術者			
専門技術者			
担当工事内容			

下請負人が安全衛生責任者を置いた場合その氏名(\*)

下請負人が置いた主任技術者の氏名

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(\*)

下請負人が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容(\*)

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

会社名		工期	年 月 日~ 年 月 日
安全衛生責任者			
主任技術者			
専門技術者			
担当工事内容			

**注意**

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずともかまいません。
- 黄色部分には建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(\*)がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。

適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。(建設業法第18条)

## 見積依頼は書面で行う

見積にあたっては下請契約の具体的内容を提示することが必要

工事見積条件を明確にするため、見積依頼は以下の事が記載された書面で行いましょう。(建設業法第20条第3項) 契約書に記載しておかなければならない重要事項14項目のうち、請負代金の額を除いた13項目となります。

①工事内容 (※)下記参照

②工事着手の時期及び工事完成の時期

③請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをする時は、その支払時期及び方法

④当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑤天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑥価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑦工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

⑧注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

⑨注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

⑩工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

⑪工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑫各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

⑬契約に関する紛争の解決方法

(※)「工事内容」については最低限次の8つの事項が明示されている必要があります。

①工事名称

②施工場所

③設計図書(数量等を含む)

④下請工事の責任施工範囲

⑤下請工事の工程及び下請工事を含む工の全体工程

⑥見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項

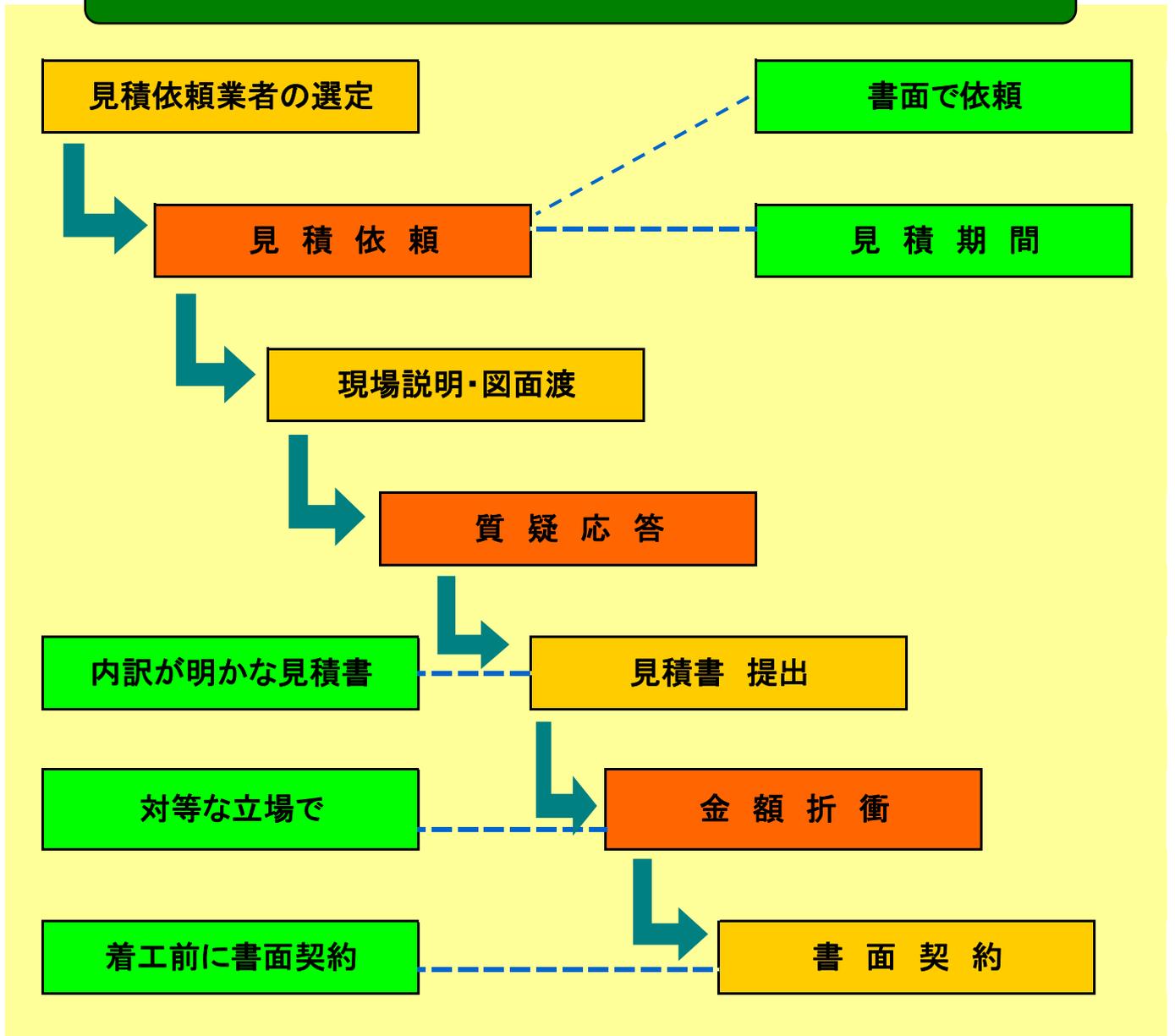
⑦施工環境、施工制約に関する事項

⑧材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

<標準的な見積費目>

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 諸経費

<下請契約締結に至るまでのフロー図>



## <見積期間>

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足る期間を設けなければなりません。(建設業法第20条第3項)

下請負契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のよう

に定められています。(建設業法施行令第6条)

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 1 日以上
②500万円以上5000万円に満たない工事	中 10 日以上
③5000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、**5日以内**に限り短縮することができます。

### 現場説明・図面渡

- ◆見積条件の明確化
- ◆見積費目の提示・確認
- ◆図面・仕様書の提示・確認

### 質疑応答

- ◆質問内容の明確化・迅速な質問
- ◆職務上権限を有する者同士の対応
- ◆見積条件内容の確定

### 見積書提出 <内訳が明らかな見積書>

建設工事の見積書は「工事の種別」ごとに「経費の内訳」が明らかとなったものでなければなりません。

工事の種別	切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種」及び本館、別館のような「目的物の別」
経費の内訳	労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等の別

### 金額折衝 <対等な立場で>

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません(建設業法第18条)。したがって、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはいけません。(建設業法第19条の3)

## ワンポイントアドバイス

**下請業者との見積合わせ時には、貴社が行った査定の詳細をきちんと説明しましょう！！**

建設工事の請負代金については「半値八がけ」と言われるように、合理的な根拠もないまま金額の交渉を行っている例があるとの指摘がされています。

合理的な根拠もなく、原価にも満たない安い代金で下請業者に工事を無理矢理押しつけた場合には、建設業法に違反します。

自らが行った査定の方法を下請業者にきっちり説明し、両者合意のもとで契約を行いましょう。

## 問 16

# 請負契約書はなぜ必要か

請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐことが目的です。

下請契約に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条、「建設産業における生産システム合理化指針について」(H3. 2. 5 建設省通知))

建設業法では以下の**14項目**が必ず記載されていなければなりません。

### 契約書に記載しておかなければならない重要項目14項目

- |  |  |
|--|--|
| <p>①工事内容</p> <p>②請負代金の額</p> <p>③工事着手の時期及び工事完成の時期</p> <p>④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払時期及び方法</p> <p>⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め</p> <p>⑥天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め</p> <p>⑦価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更</p> | <p>⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め</p> <p>⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め</p> <p>⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期</p> <p>⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法</p> <p>⑫工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容</p> <p>⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>⑭契約に関する紛争の解決方法</p> |
|--|--|

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を加え、記載しなければなりません。

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| ①分別解体の方法             | ②解体工事に要する費用  |
| ③再資源化するための施設の名称及び所在地 | ④再資源化等に要する費用 |

建設業法では、基本的には両者の署名又は記名押印により契約書を作成することとされていますが、注文書・請書を相互に交付することでもかまいません。

### 公共工事・民間工事 とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ① | 契 約 書           |
| ② | 注文書・請書 + 基本契約書  |
| ③ | 注文書・請書 + 基本契約約款 |

(注)契約書記載事項の**14項目**は必ず記載



建設業法では、請負契約の内容を適切に整理した帳簿を各営業所ごとに備える必要があります。(建設業法第40条の3)

帳簿には **5年間** の保存義務があるので注意しましょう。(建設業法施行規則第28条)  
発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、**10年間** となります。

### 帳簿に記載しておかなければならない内容(建設業法施行規則第26条第1項)

- 1 営業所の代表者の氏名及びその就任日
- 2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項
  - (1) 請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
  - (2) 注文者との契約日
  - (3) 注文者の商号、住所、許可番号
  - (4) 「注文者から受けた完成検査」の年月日
  - (5) 「工事目的物を注文者に引き渡した」年月日
- 3 発注者と締結した住宅の新築工事の請負契約に関する次の事項
  - (1) 当該住宅の床面積
  - (2) 建設業者の建設瑕疵負担割合
  - (3) 発注者に交付している住宅瑕疵担保責任保険法人
- 4 下請契約に関する事項
  - (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
  - (2) 下請負人との契約日
  - (3) 下請負人の商号、住所、許可番号
  - (4) 下請工事の完成を確認するために「自社が行った検査」の年月日
  - (5) 下請工事の目的物について「下請業者から引き渡しを受けた」年月日

注意 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となって一般建設業者(資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
- ② 支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
- ③ 代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
- ④ 遅延利息の額・支払日(下請負人から引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息(年14.6%)の支払に係るもの)

※「帳簿」の参考書式は、関東地方整備局ホームページに掲載しております。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/kensei/construction/guidance/index.html>

## 帳簿に添付しておかなければならない書類(建設業法施行規則第26条第2項)

- 1 契約書又はその写し(電磁的記録可)
- 2 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となって一般建設業者(資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類(領収書等)又はその写し
- 3 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限る。)となって、3000万円(建築一式工事の場合は4500万円。一次下請業者への下請代金の総額で判断。)以上の下請契約を締結した場合には、工事現場に据え付ける施工体制台帳の以下の部分。(工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。)
  - (1) 当該工事に関し、実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名、有する監理技術者資格
  - (2) 監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
  - (3) 下請負人(末端までの全業者を指しています。以下同じ。)の商号、許可番号
  - (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
  - (5) 下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
  - (6) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

施工体制台帳



## 帳簿と同様に保存しておかなければならない書類(建設業法施行規則第27条)

### ○ 営業に関する図書

#### 1 営業に関する図書とは

- (1) 完成図
- (2) 発注者との打合せ記録
- (3) 施工体系図

#### 2 保存すべき図書

- (1) 建設業法第24条の7第1項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者 1の(1)~(3)
- (2) (1)以外の元請業者 1の(1)~(2)

#### 3 保存期間

いずれの図書も、当該目的物の引渡しをしたときから10年間

問 18

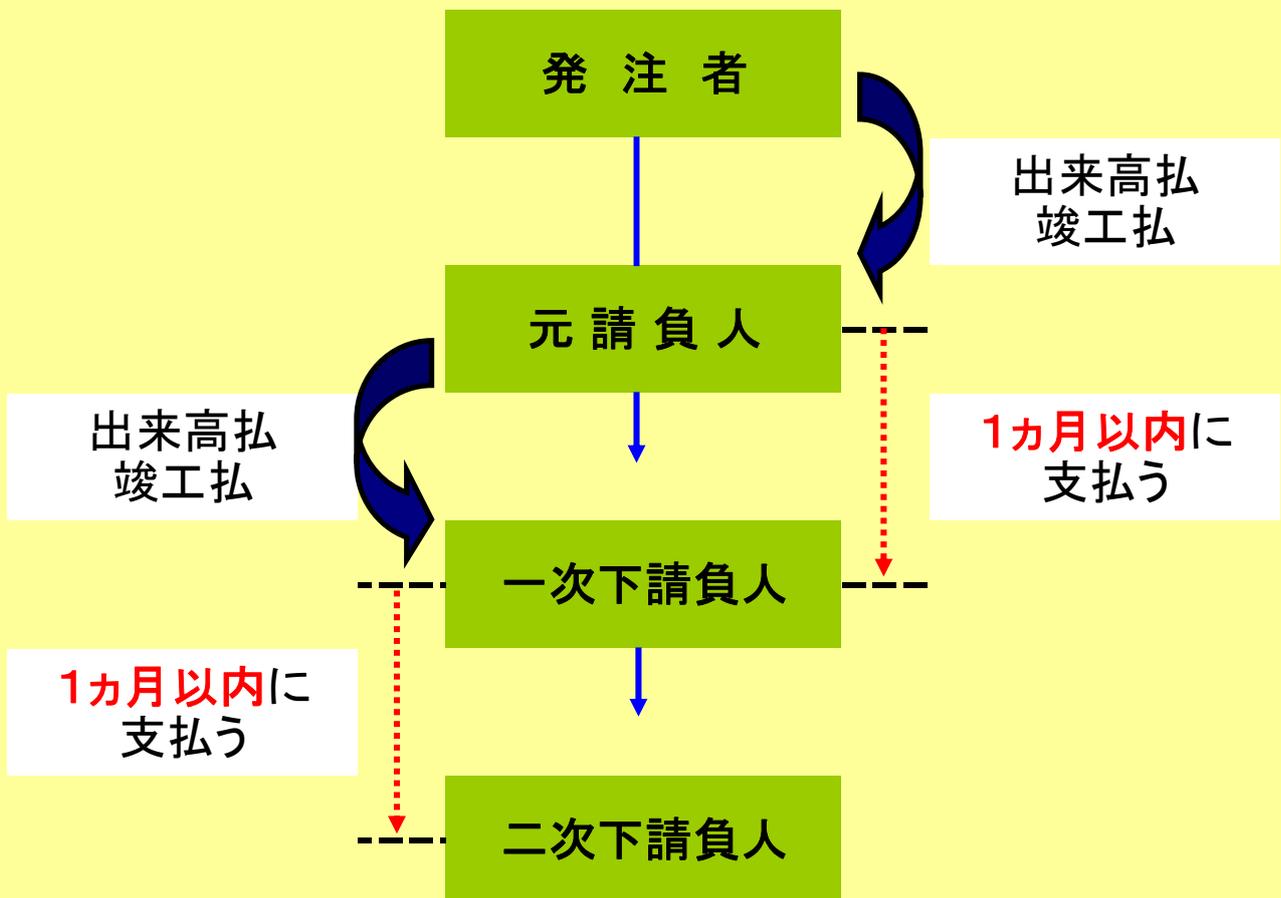
# 下請代金の適正な支払いとは

下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。建設業法では、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的として、下請代金の規定を設けています。

## ポイント 1

注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を**1ヵ月以内**に支払わなければなりません。(建設業法第24条の3第1項)

＜上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら＞



下請代金の支払は、出来高払い又は竣工払いのいずれの場合においても、できる限り早く行うことが必要です。**1ヵ月以内**という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて、定められたものですから、1ヵ月以内であればいつでもよいというものではなく、出来る限り短い期間内に支払われなければなりません。

## ポイント 2

下請代金の支払いは、できる限り**現金払い**としなければなりません。手形で支払う場合においても、手形期間は**120日以内**で、できるだけ短い期間としましょう。（「建設産業における生産システム合理化指針」）

請負代金の支払いは、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、支払代金に占める現金比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分は現金払いとしましょう。手形期間が120日を超えるものについては、割引困難な手形に該当する恐れがあるので、手形期間は120日以内としましょう。

## ポイント 3

前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。（建設業法第24条の3第2項）

建設工事においては、発注者から資材の購入や労働者の募集等建設工事の着手のために必要な準備金が前払金として支払われることが慣行となっていますが、このような資材購入等の準備行為は元請負人だけでなく下請負人によっても行われることも多いので、元請負人が前払金を受けたときは下請負人に対しても工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めるべきこととしています。

## ポイント 4

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から**20日以内**に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、**直ちに**工事目的物の引渡しを受けなければなりません。（建設業法第24条の4）

工事完成

検査フロー

完成通知

20日以内で、できるだけ短い期間

完成検査

引渡申出

直ちに

引渡を受ける

◆検査は工事完成の通知日から20日以内で、できる限り短い期間内に行いましょう。

◆下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申出」は口頭でも足りませんが、後日の紛争を避けるため書面で行うことが適切です。

# ポイント 5

特定建設業者は、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。)からの引渡し申出日から起算して**50日以内**に下請代金を支払わなければなりません。(建設業法第24条の5 第1項)

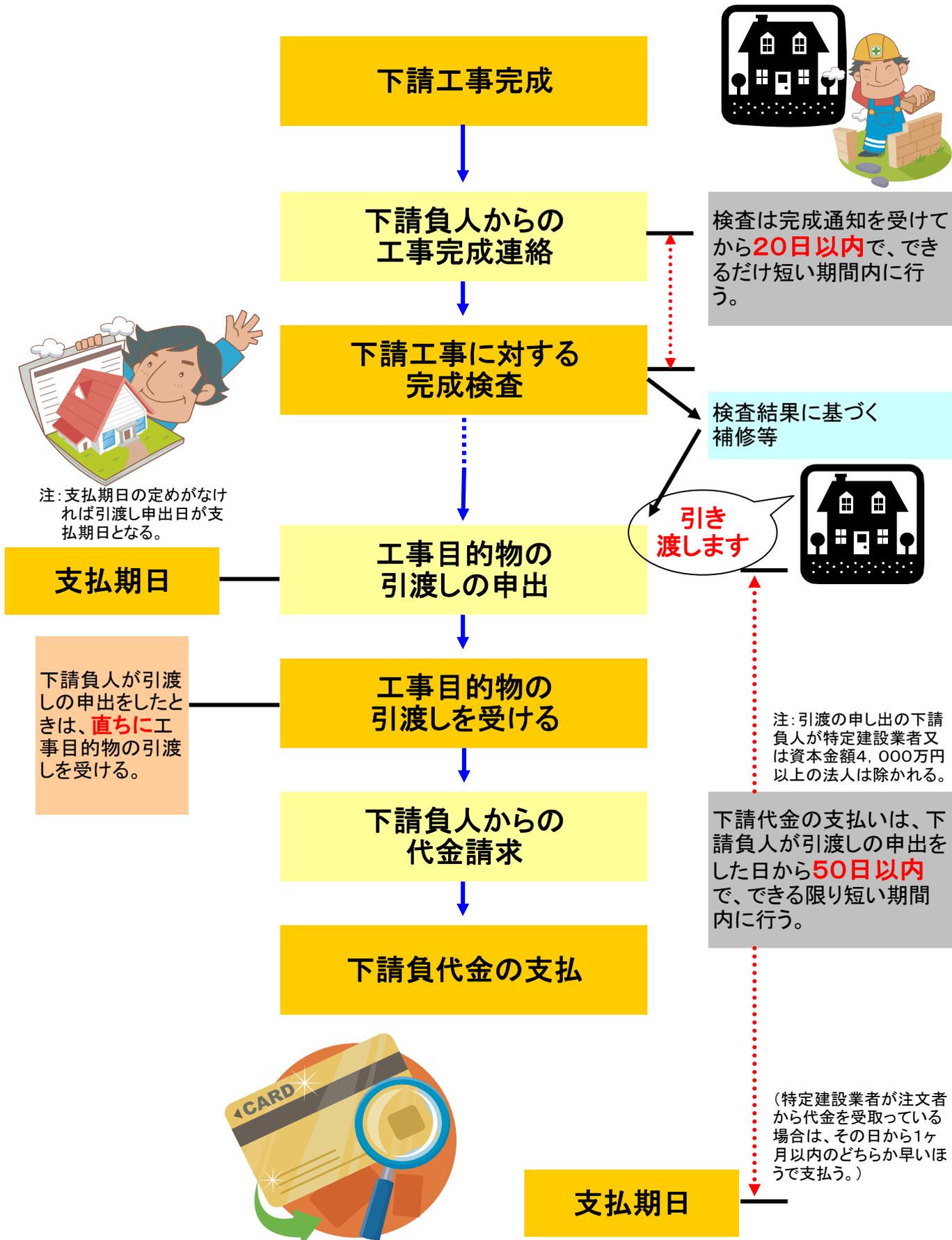
特定建設業者の制度は下請負人保護のために設けられたものですから、特定建設業者については、注文者から支払いを受けたか否かにかかわらず、工事完成の確認後、下請負人から工事目的物の引渡しの申出があったときは、申出の日から50日以内に下請代金を支払わなければならないことになっています。

## 2つの支払期日の関係は？

特定建設業者は、元請としての義務【ポイント1】と特定建設業者の義務【ポイント5】の両方の義務を負うので、出来高払いや竣工払いを受けた日から**1ヵ月以内**か、引渡しの申出から**50日以内**の支払期日(支払期日の定めがなければ引渡し申出日)のいずれか早い方が実際の支払日になります。



# 検査・引渡・下請代金の支払いフロー<特定建設業者>



# 問 19

# 建設業法で定める標識の掲示とは

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。(建設業法第40条)

### 建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

35cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣許可( )第 号 知事	
	この店舗で営業している建設業			

40cm以上

**記載要領**

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

### 建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

40cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可( )第	号
許可年月日				

40cm以上

**記載要領**

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
2. 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
4. 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

## 問 20

# 建設業法に違反すると

建設業者が建設業法や入札契約適正化法に違反すると建設業法の監督処分の対象になります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があります。

### 指示処分 (建設業法第28条第1項、第2項)

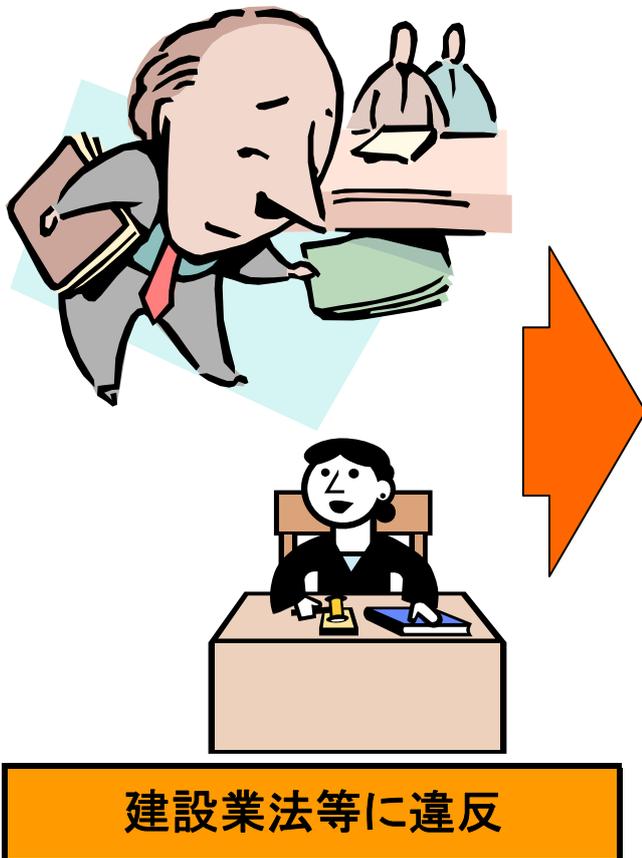
建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁の指示処分の対象になります。指示処分とは、法令や不適正な事実を是正するために企業がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するものです。

### 営業停止処分 (建設業法第28条第3項)

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止処分の対象になります。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などには、指示処分なしで直接営業停止処分がかけられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

### 許可取消処分 (建設業法第29条)

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取り消しがなされます。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示処分や営業停止処分なしで、即、許可取消となります。



【建設業許可行政庁】  
地方整備局長、各県知事

違反の内容により

指示(業務改善命令)

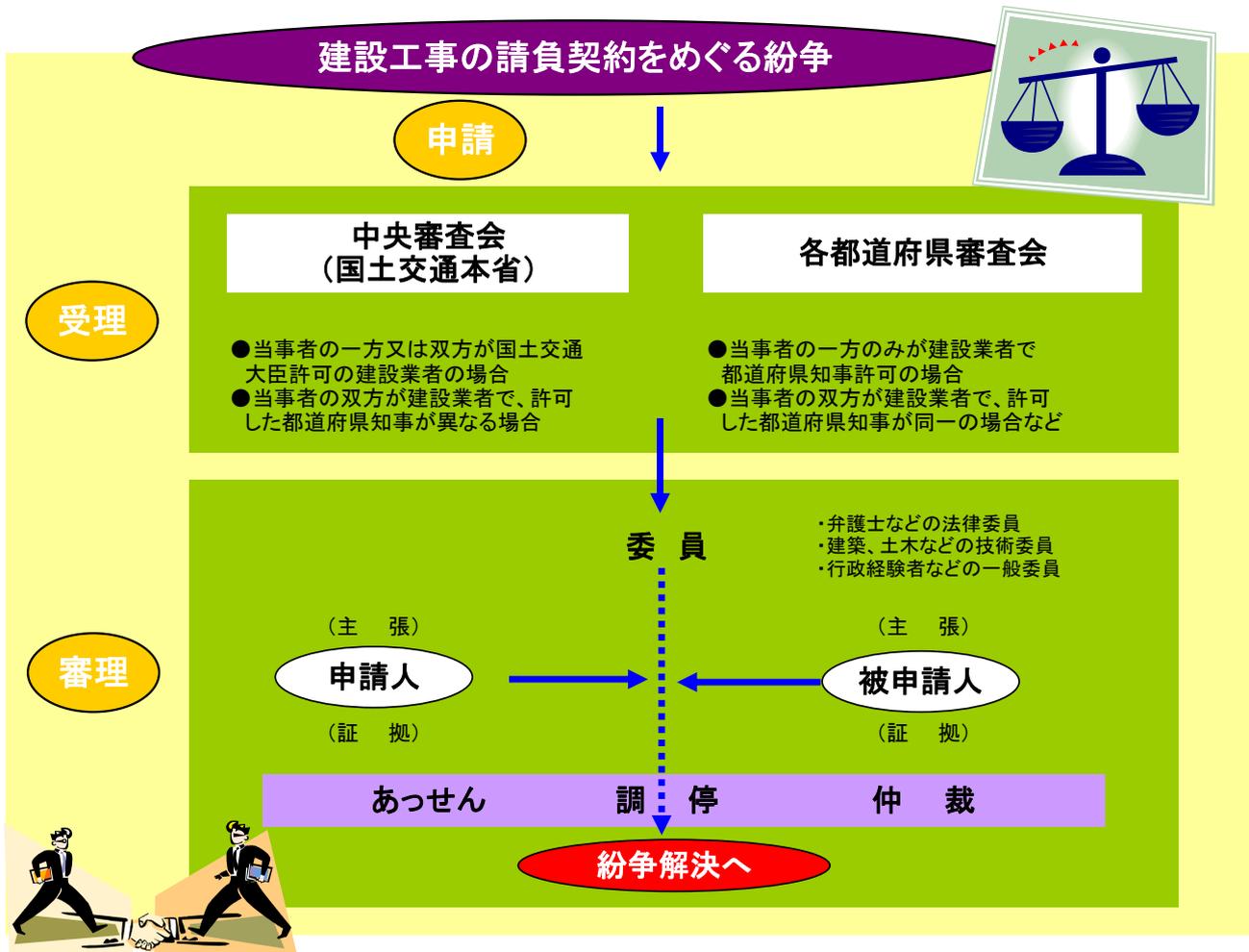
1年以内の営業停止

許可の取り消し

問 21

# 建設工事紛争審査会とは

建設工事紛争審査会は、工事に雨漏りなどの欠陥(瑕疵)があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってもらえないといった建設工事の請負契約を巡る紛争の解決を図る機関で、中央(国土交通本省)と各都道府県に置かれています。(建設業法第25条)



## 建設工事紛争審査会事務局の住所・電話番号一覧(関東地方整備局管内関係分)

審査会名	担当部局	住所	電話番号
中央	国土交通省 総合政策局 建設業課 紛争調整官室	〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3	03-5253-8111
茨城県	土木部 監理課 建設業担当	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	029-301-1111
栃木県	土木部 監理課 建設業担当	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2390
群馬県	県土整備局 監理課 建設業グループ	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-3520
埼玉県	県土整備部 県土整備総務課 訟務担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111
千葉県	県土整備部 建設・不動産業課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-3108
東京都	都市整備局 市街地建築部 調整課 建設工事紛争調整担当	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111
神奈川県	県土整備部 建設業課 調査指導班	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-1111
山梨県	土木部 土木総務課 建設業担当	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1843
長野県	土木部 監理課 建設業ユニット	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7293

(平成22年3月31日現在)

(注)①審査会は、建設業者を指導監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。  
②不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係のない元請・孫請間の紛争などは取り扱うことができません。

# 建設業法上の用語のポイント



## 1. 建設業とは、**建設工事(28業種)**の完成を請け負う営業をいいます。

28業種＝土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゆんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設

## 2. **軽微な建設工事のみ**請け負うことを営業する者については、**建設業の許可を必要としない**ため、建設業法上は、「**建設業者＝建設業許可業者**」と「**建設業を営む者＝許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者**」との用語を使い分けています。

**【軽微な建設工事】**とは、工事一件の請負代金の額が

- 建築一式工事の場合⇒1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- その他の建設工事の場合⇒500万円に満たない工事

## 3. 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義され、通称や契約上の名称とは異なっています。

通 称	発注者(施主)	元請業者	一次下請	二次下請	三次下請
建設業法上	発注者	元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人
契 約 上	注文者(甲)	請負人(乙) 注文者(甲)	請負人(乙) 注文者(甲)	請負人(乙) 注文者(甲)	請負人(乙)

## 4. **建設工事の請負契約**とは、報酬を得て、**建設工事(28業種)**の完成を目的として締結する契約をいいます。 資材購入、調査業務や運搬業務などその内容自体は、建設工事ではないので、建設工事の請負契約に該当しません。

## 5. **請負代金の額**とは、**消費税を含んだもの**をいいます。

(H13. 4. 3 国総建第97号「建設業許可事務ガイドラインについて」【その他】2.)

「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」について、  
関係法令・通達等、詳しくは 国土交通省関東地方整備局の Web サイトをご覧ください。

関東地方整備局

検索



<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

お問い合わせ先

tel.048-601-3151 (代)



〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館



- JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線  
「さいたま新都心駅」から徒歩約5分
- JR埼京線「北与野駅」から徒歩約7分

## 駆け込みホットライン - 建設業法違反通報窓口 -

なくそう違反、あったら通報!!

全国  
共通

TEL.0570-018-240

(イ ハン) (ツウ ホウ)

ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。

受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)